

札幌市職員共済組合 氏名・住所変更申告書

組合員証 記号・番号		記号 番号	組合員 氏名		
所属		所属コード			
		※局(区)から課(所・学校・園)名まで記入してください。任意継続組合員は記入不要です。			
氏名変更(注1)	氏名変更する方 (I) 組合員	変更後の(新しい)氏名 フリガナ フリガナ (姓) (名)		変更理由 (1) 婚姻 (2) 離婚 (3) 養子縁組 (4) その他( )	
	(II) 被扶養者 (続柄 )	変更前の(従来)の氏名 フリガナ フリガナ (姓) (名)		※該当するものに〇印をつけてください。	
※いずれかに〇印をつけてください。				変更年月日 平成 年 月 日	
住所変更	住所変更する方 (I) 組合員(単身を含む) (II) 組合員と被扶養者全員 (III) 被扶養者(全員・一部) (IV) 組合員と、被扶養者の一部 ※該当するものに〇印をつけてください。	変更後の(新しい)住所 〒 - (III)(IV)の場合のみ 住所変更する被扶養者氏名 (続柄 )		変更理由 (1) 転居 (2) 住居表示変更 (3) その他 ( )	
	国民年金第3号被保険者該当の有無 (A) あり (B) なし ※いずれかに〇印をつけてください。(注3)	組合員と被扶養者の同居・別居 (ア) 同居→同居 (イ) 同居→別居 (ウ) 別居→別居 (エ) 別居→同居 ※変更前→変更後の形態のうち、該当するものに〇印をつけてください。(注2)		変更年月日 平成 年 月 日	
上記のとおり変更しましたので申告します。					
				平成 年 月 日	
(あて先) 札幌市職員共済組合理事長					
				組合員氏名 ㊟	
				勤務先(任意継続組合員は自宅等) 電話番号 - (内線 )	
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。					
				平成 年 月 日	
※任意継続組合員は、所属長の記名押印不要。		所属長		職名 長	
				氏名 ㊟	

注1) 氏名の変更を伴う場合は、変更後の氏名を確認できる戸籍抄本を添付してください。  
 新しい保険証を作成しますので、現在交付している保険証を持参し、共済組合へお越しください。受け取る方(庶務担当など代理可)から受領印をいただきます。

注2) 組合員(職員)と被扶養者(家族)の同居・別居に変更が生じる場合は、別途必要な書類(裏面参照)を添付して、共済組合へ提出してください。

注3) 配偶者(20歳以上60歳未満)の住所変更を伴う場合(任意継続組合員を除く。), 「(A) あり」を選択してください。別途「国民年金被保険者住所変更届」(電子キャビネット等に様式があります。)及び基礎年金番号を確認できるもの(年金手帳該当部分の写し等)を用意し、本申告書と一緒に共済組合へ提出してください。

上記のとおり変更してよろしいか伺います。		
共済課長	医療給付係長	医療給付係
<input type="checkbox"/> 旧証回収 <input type="checkbox"/> 新証交付		共済組合受付印

申告書には、消去可能な筆記用具（鉛筆、フリクションボール、ファントム等）は使用できません。

## 住所を変更したときに必要な添付書類

住所変更する人	新しい住所を確認する書類	組合員と被扶養者の同居・別居の変更		20歳以上 60歳未満の配偶者について
組合員及び被扶養者 (世帯全員で転居)	○所属長が新しい住所を確認するため、(4)の添付は必要ありません。  ※任意継続組合員は、所属長がいないため、(4)が必要です。	/		(1) ※任意継続組合員を除く
組合員のみ転居 (被扶養者がいない方を含む)		同→別	学生以外(2)(4) 学生(3)(4)	
		別→同	/	
被扶養者のみ転居	(4)	同→別	学生以外(2)(4) 学生(3)(4)	
		別→同	(4)	
		別→別	(4)	
No.	必要な添付書類		備考	
(1)	①国民年金被保険者住所変更届 ②該当者の基礎年金番号を確認できる書類		様式は電子キャビネット、共済組合 HP から入手可 年金手帳などの基礎年金番号を記載した部分の写し	
(2)	①送金受領申立書		様式は電子キャビネット、共済組合 HP から入手可 振込控の写しなど、誰から誰へ、いつ、いくら送金したかを、客観的に確認できるものに限りです。	
	②送金の事実を確認できる書類			
	③被扶養者の今後の収入を確認できる書類 (被扶養者に収入がある場合)		給料の方は今後 12 か月分の給料見込証明書 など 年金の方は最新の年金振込通知書の写し など	
	④無職無収入申立書 (被扶養者に収入がない場合)			
(3)	・在学証明書原本、または学生証の写し (入学前は合格通知書、入学許可書などの写し)		学生のみ必要。(注 3) 高校生以下の児童生徒・乳幼児は不要。	
(4)	・住民票(写し可) ・賃貸借契約書の写し ・入寮(入所)証明書原本 ・対象者あてに届いた郵便物の写し など		対象者(被扶養者)の住所を確認できるもの。 (いずれか 1 点)	

注 1) 上記のほか、共済組合が必要と認める他の書類の提出を求められることがあります。

注 2) 住所のみ変更の際、保険証の裏面住所は、御自身で書き換えていただきますので、保険証の添付は必要ありません。

本申告書及び必要な添付書類等を、庁内メール等で共済組合医療給付係あてにお送りください。

注 3) 学生とは、大学・短大・高専だけでなく、専門学校(各種学校)等の学生を含みます。ただし、聴講生など一部の授業のみ履修する方、カルチャースクール・タレント養成所等の学校ではない施設等に通う方は学生に含みません。

## 氏名を変更したときに必要な添付書類等

- 新しい氏名が記載された戸籍抄本(写し可)
- 氏名を変更した方の保険証(原本)

注) 新しい保険証は共済組合窓口で交付します。本申告書に上記の書類等を添付のうえ、共済組合までお越しください。

その際、受け取られる方(庶務担当など代理可)から受領印をいただきます。印鑑をお持ちください。